

## 鳥取県公報

令和3年12月24日(金) 号外第113号

1000000					世 <u></u> 週八•金唯口兜1
			目	次	
$\Diamond$	告	示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (665)	(企業支援課	) 2

## 示

## 鳥取県告示第665号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5条第1項第5号から第6号までに掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する 同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 鳥取駅ショッピングプラザ 鳥取市東品治町111-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名 JR西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 新井 慎一 島根県松江市朝日町字伊勢宮472-2
- 3 変更する事項
  - (1) 施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

変更前 161台

変更後 95台

- (2) 施設の運営方法に関する事項
  - ア 駐車場の自動車の出入口の数

変更前 2か所

変更後 1か所

- イ 駐車場の自動車の出入口の位置 6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日

令和4年8月18日

5 届出年月日

令和3年12月17日

- 6 縦覧に供する書類
  - 届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間

令和3年12月24日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。